

## 中分類 28 - ゴム製品製造業

### 総 説

この中分類には、天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品、すなわち、タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更生タイヤ、再生ゴム、その他のゴム製品を製造する事業所が分類される。

なお、プラスチック製の履物を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として糸ゴム入りの繊維製品を製造する事業所は中分類 20 - 繊維工業 [208] に、他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は中分類 21 - 衣服・その他の繊維製品製造業 [211] に、合成ゴムを製造する事業所は中分類 26 - 化学工業 [2638] にそれぞれ分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

#### 281 タイヤ・チューブ製造業

##### 2811 自動車タイヤ・チューブ製造業

主としてトラック、バス、乗用車、小型トラック、自動二輪車、産業車両、建設車両、農耕車両及び航空機用のタイヤ、チューブ（ソリッドタイヤを含む。）及びフラップ、リムバンドを製造する事業所をいう。

ただし、主として更生タイヤを製造する事業所は小分類 289 [2894] に、タイヤ、チューブを製造せず主としてフラップ、リムバンドを製造する事業所は小分類 283 [2833] に分類される。

○自動車タイヤ製造業；自動車チューブ製造業

×更生タイヤ製造業 [2894]；フラップ・リムバンド製造業 [2833]

##### 2812 自転車タイヤ・チューブ製造業

主として自転車、リヤカー、手押し運搬車など内燃機関を装着しない車

## 中分類 28 - ゴム製品製造業

両用のタイヤ、チューブ(ソリッドタイヤを含む。)及びラップ、リムバンドを製造する事業所をいう。タイヤ、チューブを製造せず主としてラップ、リムバンドを製造する事業所は小分類 283 [2833] に分類される。

- 自転車タイヤ・チューブ製造業；リヤカータイヤ・チューブ製造業；一輪車タイヤ・チューブ製造業

### 282 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業

#### 2821 ゴム製履物・同附属品製造業

主として地下足袋、ゴム底布ぐつ、総ゴムぐつ、総ゴム草履、総ゴムサンダルなどを製造する事業所及びゴム製履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。

- 地下足袋製造業；ゴム底布ぐつ製造業；ゴムぐつ製造業；ゴム草履製造業；ゴム製履物用部分品・附属品製造業

#### 2822 プラスチック製履物・同附属品製造業

主としてプラスチック(合成皮革を含む。)を甲とし、底ゴム又はプラスチックを使用した履物を製造する事業所及びプラスチック製の履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。

- プラスチック製くつ製造業；合成皮革くつ製造業(なめしかわを使用しないもの)；プラスチック成形くつ製造業；ヘップサンダル製造業；バックレスサンダル製造業；プラスチック製射出成形サンダル製造業；プラスチック製草履製造業；プラスチック製スリッパ製造業；プラスチック製履物用部分品・附属品製造業  
×革製履物製造業[2941]；革製サンダル製造業[2941]；木製サンダル製造業[2241]

### 283 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業

#### 2831 ゴムベルト製造業

主としてコンベヤベルト、平ベルト、Vベルトを製造する事業所をいう。

- ゴムベルト製造業

## 中分類 28 - ゴム製品製造業

### 2882 ゴムホース製造業

主として編上げホース、布巻きホース、その他のホースを製造する事業所をいう。

○ゴムホース製造業

×ゴム管製造業〔2888〕

### 2883 工業用ゴム製品製造業

主としてゴムベルト、ゴムホース以外の車両、船舶、航空機用のゴム製部分品・附属品及び一般工業用のゴム製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、防振ゴム、防げん(防舷)材、ゴム管、ゴムロール、ゴムライニング製品、ゴム製パッキン類、ゴム製シール類、エポナイト製品、ゴム板、スポンジゴム製品、ゴム製テープ類、ゴム系接着剤などである。

○防振ゴム製造業；工業用エポナイト製品製造業；工業用ゴムロール製造業；工業用ゴム管製造業；工業用ゴム板製造業；工業用スポンジゴム製品製造業；フラップ・リムバンド製造業；ゴム系接着剤製造業；ゴムライニング加工業

×ゴムベルト製造業〔2881〕；ゴムホース製造業〔2882〕

### 289 その他のゴム製品製造業

#### 2891 ゴム引布・同製品製造業

主としてゴム引布を製造する事業所及び同一の事業所でゴム引布から一貫して防水外衣、潜水服、空気入り製品などのゴム引布製品を製造する事業所をいう。

他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は中分類21に分類される。

○ゴム引布製造業；ゴム引布製品製造業(ゴム引布から同製品まで一貫生産するもの)

×ゴム引布製衣服・縫製品製造業(他から受け入れたゴム引布によるもの)〔中分類21〕；ゴム引布製かばん・袋物製造業〔2961, 2971〕

## 中分類 28 — ゴム製品製造業

### 2892 医療・衛生用ゴム製品製造業

主として医療・衛生用のゴム製品を製造する事業所をいう。

○ゴム製医療用品製造業(ゴム手袋など)；コンドーム製造業；ゴム製乳首製造業

✗ゴム手袋製造業(医療用を除く.) [2892]

### 2893 練生地製造業

主として更生タイヤ，履物，工業用品などに用いる練生地を製造する事業所をいう。

○更生タイヤ練生地製造業

✗更生タイヤ製造業 [2894]

### 2894 更生タイヤ製造業

主として古タイヤから更生タイヤを製造する事業所をいう。

ただし，主として自動車タイヤの修理を行う事業所は大分類L—サービス業[8214]に分類される。

○更生タイヤ製造業

✗自動車タイヤ修理業 [8214]

### 2895 再生ゴム製造業

主として他から受け入れた古タイヤ，古チューブ，くずゴムから再生ゴムを製造する事業所をいう。

主として古タイヤ，くずゴムなどを集めて販売することを目的とし，再生ゴムの製造を行わない事業所は大分類G—卸売業，小売業[4139]に分類される。

○再生ゴム製造業

✗古ゴム集荷販売業 [4139]

### 2899 他に分類されないゴム製品製造業

主として他に分類されないゴム製品を製造する事業所をいう。

## 中分類 28 - ゴム製品製造業

主な製品は、フォームラバー、糸ゴム、ゴムバンド、ゴム手袋（医療用を除く。）、スポンジゴム製品（工業用のものを除く。）、ゴム製漁業用浮子、ゴム製防毒面、ゴム製氣球、ゴム製戸止め、消しゴム、ゴム製印材、ゴムタイル、ゴム製マット類、ゴム板（工業用のものを除く。）、ゴムせん（キャップ）、ゴム製吸着盤などである。

○フォームラバー製造業；糸ゴム製造業；ゴムバンド製造業；ゴム手袋製造業（医療用を除く。）；ゴムタイル製造業

×組ひも製造業〔2084〕；工業用ゴム板製造業〔2833〕；工業用スポンジゴム製品製造業〔2833〕；フォームラバー製寝具製造業〔2191〕；医療用ゴム手袋製造業〔2892〕